

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の（法第72条の2第1項
第1号に掲げる事業）
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等					
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔前則の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤〕 ①	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：〕		調整後の控除未済欠損金額等 ①+② ③
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分 被合併法人等の未処理欠損金額等 〔最終の事業年度の別表9の③又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤〕 ②	
・	欠損金額等・災害損失金	円	・	欠損金額等・災害損失金	円
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
計			計		

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細					
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	
対象法人の別		被合併法人等（名称：）・当該法人		支配関係発生日	
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合		共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合	
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕 ④	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕 ⑤	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 〔⑧-⑫〕又は 〔別表13の⑦〕 ⑥	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額〕 ⑦
・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
計					

支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕 ⑧	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額 ⑨	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額 ⑩	特定資産譲渡等損失額 ⑨-⑩ ⑪	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑧と⑪のうち少ない金額〕 ⑫
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
計					